

信越化学工業株式会社第 27 回新株予約権要項

本新株予約権要項は、信越化学工業株式会社（以下「**当社**」という。）が 2026 年 7 月 24 日に開催した取締役会の決議に基づいて 2026 年 8 月 10 日に発行する信越化学工業株式会社第 27 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）にこれを適用する。

1. 新株予約権の数 1 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「**交付株式数**」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

交付株式数＝(1)取得済株式数－(2)平均株価取得株式数（0 を下回る場合には、0 株とする。）

(1)「**取得済株式数**」とは、2026 年 7 月 29 日から 2026 年 8 月 4 日までの期間のいずれかの取引日に当社が実施する株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け（以下「**本買付け**」といい、本買付けの実施日を「**本買付日**」という。）に際して、当社が野村證券株式会社（以下「**野村證券**」という。）から買い付ける株式数の 2 分の 1 の株式数（1 株未満の株式については切り捨てる。）とする。ただし、平均株価算定期間（(2)(iii)に定義する。）中に調整事由等（第 4 項に定義する。）が発生した場合には、取得済株式数は、第 4 項の規定に従って調整される。

(2)「**平均株価取得株式数**」とは、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（1 株未満の株式については切り捨てる。）とする。

$$\text{平均株価取得株式数} = \frac{\text{(i) 自己株式買付金額}}{\text{(ii) 平均株価}}$$

(i)「**自己株式買付金額**」とは、本買付けに際して、当社が野村證券に対して自己株式の買付金額として支払う金額の 2 分の 1 の金額（1 円未満は切り捨てる。）とする。

(ii)「**平均株価**」は、下記①に下記②を加えた数値をいう（円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切り捨てる。）。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、第 4 項の規定に従い、平均株価を調整するものとする。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。

① 平均株価算定期間の各取引日において Bloomberg L.P. が提示する 4063_JT Equity AQR の画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に表示する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に 98.493% を乗じて得られた金額とする。

- ② 増加配当額×(当該各配当に係る権利落ち日から2026年12月10日までの取引日の日数)÷(本買付日の翌営業日から2026年12月10日までの取引日の日数)の累計
「増加配当額」とは、本買付日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当(会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。)における一株あたりの各配当額のうち、2027年3月期の中間配当については53円を超える部分(それ以外の配当がなされた場合にはその金額)をいう。

(iii)「平均株価算定期間」とは、本買付日の翌営業日から行使日の前日までの期間をいう。ただし、平均株価の算定において、以下の①もしくは②の期間における取引日または③もしくは④に定める取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。

- ① 当社が、野村証券または野村証券の親会社の関係会社との間で元引受契約を締結して実施する株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の募集または売出しにおける、当該募集または売出しに係る価格等の条件決定期間の初日から申込期日までの期間
② 野村証券または野村証券の親会社の関係会社が公開買付代理人となる当社普通株式に対する公開買付けが実施される場合における、当該公開買付け実施が公表された日の翌取引日から公開買付け終了日までの期間
③ 東証の取引参加者による取引行為を一般的に混乱または害する事由(下記④に定める事由を除く。)であると野村証券が判断した事由が生じた取引日(なお、野村証券が本③に定める事由の発生を了知した場合、本新株予約権に係る新株予約権者は、実務上可能な限り速やかに、当社に対して、その旨を通知するものとする。)
④ 東証の取引日において、売買高加重平均価格(VWAP)が表示されなかった取引日

4. 平均株価等の調整 (1) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、平均株価は、以下の規定に従って調整された、平均株価算定期間に属する各日の売買高加重平均価格(VWAP)の算術平均値(売買高加重平均価格(VWAP)が表示されない日は計算に含めない。)に98.493%を乗じて得られた金額に増加配当額×(当該各配当に係る権利落ち日から2026年12月10日までの取引日数)÷(本買付日の翌営業日から2026年12月10日までの取引日数)の累計を加えた金額(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。)とする。

平均株価算定期間中に調整事由が生じた場合、発生した調整事由に係る調整事由効力発生日(以下に定義する。)の前日以前の各日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)は、当該各日の売買高加重平均価格(VWAP)に、当該調整事由について調整割合計算式(以下に定義する。)に従って算出される調整割合を乗じた結果得られる金額(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。)に調整される。なお、平均株価算定期間中に複数の調整事由が生じた場合、当社は、発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、関連する調整事由効力発生日の前日以前の各日の売買高加重平均価格(VWAP)に対して、上記の調整を行うものとし、ある日の売買高加重平均価格(VWAP)に対し複数回の調整が行われることがある。

「調整事由」とは、当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合をいう。

「調整事由効力発生日」とは、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合には、当社普通株式の株式分割または株式併合のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいい、また、当社が当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てを行った場合には、当該無償割当ての効力発生日の前日（効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいう。ただし、当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日（基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日とする。

「調整割合」は、発生した調整事由ごとに、以下の計算式（以下「調整割合計算式」という。）に従って計算される。なお、調整割合計算式の分母における交付普通株式数の加算は、株式併合の場合には、株式併合により減少した株式数を減ずるものとし、当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当ての場合には、取得または行使により交付される株式数を加算するものとして読み替えるものとする。

$$\text{調整割合} = \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ただし、既発行普通株式数および交付普通株式数ともに、当社が保有する当社普通株式数および当社に交付される当社普通株式数を除く。

- (2) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、基準株価（第12項に定義する。）は、当初の基準株価に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合を、順次すべて乗じた結果得られる金額（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。
- (3) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、取得済株式数は、当初の取得済株式数に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合で、順次すべて除した結果得られる株式数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。
- (4) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合以外にも、次に掲げる場合（「調整事由」と併せて「調整事由等」という。）には、平均株価、基準株価および取得済株式数（以下「平均株価等」と総称する。）について必要な調整を行う。
 - (i) 調整事由に含まれない当社普通株式の発行または当社が保有する当社普通株式の処分（無償割当てによる場合を含む。）のた

- めに平均株価等の調整を必要とするとき。
- (ii) 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために平均株価等の調整を必要とするとき。
- (iii) その他当社既発行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により平均株価等の調整を必要とするとき。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額（以下「**出資金額**」という。）は、1円とする。
 6. 新株予約権の行使可能期間 2026年8月12日から2026年12月11日までの期間とする。
 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 8. 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取得条項は定めない。
 9. 新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
 10. 新株予約権の割当日 2026年8月10日
 11. 新株予約権行使請求および払込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構（第13項に定義する。）または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、第6項に定める行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、出資金額を機構または口座管理機関を通じて現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 12. 新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の一部行使はできないものとする。
(2) 本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、本新株予約権に係る新株予約権者はその旨を発行会社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。
(3) 平均株価が本買付日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引における取引価格（「**基準株価**」といい、平均株価算定期間（第3項に定義される。）中に調整事由（第4項に定義される。）が発生した場合、同項の規定に従って調整される。）と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。
 13. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「**機構**」という。）
 14. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 15. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 本店
 16. 新株予約権行使の効力発生時期 (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われた日に発生する。

- 等 (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
17. 単元株式数の定め
の廃止等に伴う取扱い 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
18. 組織再編行為の場合の新株予約権の交付 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「**再編当事会社**」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個とする。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の普通株式とする。
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 3 項に準じて決定する。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、同新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、1 円とする。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間
第 6 項に定める行使可能期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同項に定める行使可能期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金、新株予約権の取得条項の有無、新株予約権の行使の条件ならびに組織再編行為の場合の新株予約権の交付
第 7 項、第 8 項、第 12 項および本項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - (7) その他の条件については、再編当事会社の条件に準じて決定する。